

【質問リスト】に対する回答

- ・ 今回の裁判では、県や市を相手取った行政訴訟（仮処分請求）から電力会社を相手取った民事訴訟に切り替えた。避難計画を争う上で自治体ではなく電力会社を相手にした狙いは何ですか。

【回答】仮処分の抗告審で人格権侵害の当事者は（県や市ではなく）電力会社との指摘があったため。

- ・ 「UPZの設定は震災直後であり、現在の技術革新によってUPZは縮小でき、屋内退避が基本となった結果渋滞は起こらない」とする論議もありますが、これについて反論があればお願い致します。

【回答】現在の技術革新によってUPZを縮小できるとの議論は聞いたことがない。屋内避難ですむ保証はない。事故の規模と程度から、屋内避難を続ける方が危険と判断されれば、避難指示が出る。屋内避難によって避難計画が不要となった訳ではない。

- ・ 改めて、争点を第5層に限定したこの裁判を通じて浮き彫りになったこと、社会に訴えたいことは何ですか。

【回答】避難計画が机上の計画であり、実効性はなく、計画に従えば、人格権侵害が深刻となる（計画がない方がマシ）。

- ・ 裁判所が判断しそうな争点はなにか？（原告として1番厚く主張しているのは、受け付けステーションや検査場で発生する渋滞と、それに付随する耐久の難しさ。バスの確保が、バス協会と食い違っている。労働時間や被曝線量の確認をしていないということだと理解している）

【回答】訴訟要件の問題（原告側で放射性物質を放出する事故の具体的発生の危険性の立証が必要）をクリアすれば、検査場所とバスが最大の争点になると予想。検査場所が開設できなければ、その余の争点については判断するまでもない。

- ・ 1～4層に具体的な危険があることの立証の必要性の有無も争点だが、裁判所は実効性にも踏み込むと思うか。裁判所が調査嘱託をしたことから、踏み込むとみているか。

【回答】訴訟要件についての原告の主張・立証（注2）に被告が反論していないこと、規制委員会からの回答及び調査嘱託の経過から、実体判断に踏み込む可能性はあると判断している。

- ・ 本件は、違法な人格権侵害の予防的差し止め請求違法。違法としているのは計画の不備による被曝で、避難計画の不備自体が違法でなくても成立する訴えなのか。

【回答】計画の不備だけでは差し止めは認められない。計画の不備によって人格権侵害の危険性が生じて違法となると判断している。注7参照。

- ・ 計画が違法となるのは、作業部会などで不備があると分かっているながら「確認」「了承」したというところか。

【回答】「確認」「了承」の経過が杜撰であることは立証済み。「確認」「了承」があったから、避難計画に不備はないという判断は出ないものと予想している。

- ・ 東北電に計画を策定する直接的な責任はない。それでも差し止められるとなった場合、被曝の可能性のあるものを運転しているからか？

【回答】1層～5層の全部が整うことが再稼働の要件。避難計画の策定者が自治体であるかどうかは無関係。検査場所に600名の要員を派遣する被告も、検査場所については当事者。

- ・ 東海第二原発訴訟との比較。14自治体中9自治体で計画そのものがなかったが、女川原発の場合は一応ある。この違いをどう見ているか。

【回答】不備な計画に従えば、人格権侵害の危険が増す。計画がある方がより危険であれば、計画があることで免責されない。計画がない方がマシな程度の不備であれば、ないとの同じ。

- ・ 東海第二では、道路寸断や家屋が倒壊した場合に屋内避難をどうするかなどについて「検討不十分」と判断し、実効性が無いとしていた。だが、女川では主だった主張になっていない。なぜか？

【回答】「道路寸断や家屋が倒壊した場合に屋内避難をどうするか」を検討するまでもなく、不備の立証が可能と判断。「道路寸断や家屋が倒壊した場合に屋内避難をどうする

か」はその程度の予測と実効性との関係が難しく、敢えて外した。

- ・ 牡鹿半島からの避難については、主だった主張とはなっていないが、なぜか？

【回答】石巻市の住民が原告であるため。

- ・ 原告側が指摘している問題点（検査場所の位置、受け付けステーションなど）は、位置の設定を改めたりすれば改善できる。こうした問題が再稼働までに解決されるとなれば、差し止めとはならないのではないかと？

【回答】原告側で抜本的な見直しの提言はしている。一からのやり直しが必要。再稼働までにそれを実施するのは困難。見直しは地元同意の撤回につながり、その点でも実施は困難。

- ・ 計画が改善できないほどの不備があるというのは、 どういった点か。

【回答】検査場所（注3）、バス（注5）を参照。

- ・ 避難計画の実効性に対して、どこが（どの組織が）責任を持つべきとお考えでしょうか。

【回答】責任者は県と市で決定済み。机上の理論をそのまま計画にし、地元同意を出させるために、協議会において不備につながる事実を敢えて出さなかった。再稼働に向けた県と市と国の相互依存が背景にある。

- ・ 避難計画がどんな条件を満たせば、実効性があると判断できるとお考えでしょうか。
- ・ 避難計画に実効性を持たせるために、どんな仕組み、法規等が必要だとお考えでしょうか。

【回答】提言はしているが、そこまで原告側で立証する必要はなく、現状の計画の不備による人格権侵害の立証で、訴訟としては十分と判断。

- ・ 判決日の動き（入廷行動あるのか、旗だしあるのか、会見あるのかとそれぞれの時間）

【回答】5月15日の原告団・弁護団合同会議で決定。

以上